

答 申

第 1 審査会の結論

伊賀市長が 2024（令和 6）年 1 月 31 日付け伊課第 2305 号により行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「市内全域に係る地番図（地籍図）及び路線価図の電子データ（shape file 形式）、地番と地名の対応表」の公開請求に対し、伊賀市長（以下「実施機関」という。）が 2024（令和 6）年 1 月 31 日付けで行った『「市内全域に係る地番図（地籍図）及び路線価図の電子データ（shape file 形式）、地番と地名の対応表」中、地番図（地籍図）の部分』の非公開決定の取消しを求めるものである。

第 3 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のように要約される。

伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号。以下「公開条例」という。）第 17 条により、公開請求に係る行政文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合は、同一の方法による公開は行わないというが、伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号。以下「手数料条例」という。）を参照すると、地番図に係る手数料は別表第 9 の 22 に「1 件につき 300 円」と規定されているのみであり、これを参照条例として公開条例第 17 条を理由に公開できないとすることはできない。

また、手数料条例の規定は、紙での出力を前提としたものであり、データでの提供に援用するのは合理的でなく、同一の方法で公開することとされている場合に該当しない。

第 4 実施機関の説明の要旨

本件審査請求については、公開条例第 17 条に該当するため非公開としたもので、その理由は次のように要約される。

地番図は、手数料条例に定める手数料を徴収して交付している。また、手数料条例には、紙による交付と定めていないことから、電子データでの交付も手数料条例に定める手数料を徴収して交付できる。よって、本件請求は、公開条例第 17 条に規定する「公開請求に係る行政文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合には、当該同一の方法による公開を行わない」という規定に該当するため非公開とした。

第 5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

手数料条例については、一部改正条例が令和 6 年 7 月 1 日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 公開条例第 17 条について

公開条例第 17 条本文では「実施機関は、法令、他の条例、規則、規程等（以下この条において「法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る行政文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による公開を行わない。」と規定している。

また、公開条例第 17 条中に規定される前条に当たる第 16 条本文では「行政文書の公開は、当該行政文書が、文書、図画、写真又はフィルムであるときは閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録であるときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。」と規定し、公開の対象となる行政文書が電磁的記録である場合の公開の方法については、伊賀市情報公開条例施行規則（平成 16 年伊賀市規則第 17 号）において規定している。

すなわち公開条例第 17 条は、他の条例等において公開することとされている行政文書について、その公開の方法が公開条例第 16 条に規定する公開の方法と同一である場合には、公開条例に基づく公開を重ねて認める必要性がないことから、個別の手続きによる公開を優先し、当該同一の方法による公開の限度において公開条例による公開を行わない旨を規定している。

(3) 公開条例第 17 条の該当性について

ア 手数料条例では、第 1 条において「特定の者のためにする市の事務について徴収する手数料は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。」と規定している。

また、地番図の交付については、別表第 9 の 20 において、「公簿、公文書、図面の閲覧照合手数料」が「1 件につき 300 円」、同表 22 において「地番図又は航空写真付き地番図の交付手数料」が「1 件につき 300 円」、同表備考（3）において「土地は、5 筆までを 1 件とし、6 筆以上 1 筆を加えるごとに 50 円を加算する。」と規定している。

これらのことから、手数料条例は条文に規定する閲覧照合や交付等を市が行うことを前提としてその手数料を定めたものであり、地番図についてもその公開を行うことを前提としているものと解される。よって、手数料条例の規定は、公開条例第 17 条に規定する「法令、他の条例、規則、規程等（以下この条において「法令等」という。）

の規定」に該当する。

イ 公開条例第17条に規定する「前条本文に規定する方法」とは、公開条例第16条に規定する「文書、図画、写真又はフィルムであるときは閲覧若しくは視聴又は写しの交付」及び「電磁的記録であるときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法」である。

前述のとおり、手数料条例では、地番図の交付を前提としてその交付手数料を、別表第9の20、同表22、同表備考（3）において規定しているが、その交付の方法は特定していない。このことから、地番図については、紙や電磁的記録といった媒体に関わりなく、手数料条例に規定する手数料を徴収して交付するものと解される。

よって、手数料条例に基づく地番図の交付は、公開条例第17条に規定する「前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合」に該当する。

（4）結論

以上により、本件請求が「他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る行政文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合」に該当するため公開を行わないとした実施機関の処分は妥当である。

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
令和6年4月24日	諮問書受理
令和6年7月8日	審議
令和6年8月26日	審議
令和6年10月7日	審議
令和7年1月30日	答申